



特256

887

二十三年二月

× 複写

建設院都市局策定

都市綠化運動實施計畫指針

建設院總裁官房弘報課編

始



特256
887

建設院都市局策定



都市綠化運動
實施計畫指針

昭和23年2月

建設院弘報課編

發行所寄贈本

目次

趣意書 一

都市緑化運動計畫要綱 三

都市緑化運動實施項目 五

附 録

一、植樹の手引 一〇

二、都市農園指導要綱 一四

三、財団法人大東京緑地協會寄附行爲 一九



趣 意 書

私共は祖國日本の國土の荒廢、或いは道義の頽廢を前にして、速かにかつ健實に文化國家建設の歩みを進めてゆかなければなりません。

それには治山治水の問題は勿論のこと、都市建設の面にも國土の綠化を圖ることが重要な施策の一つであります。

都市においては、得難い自然が心なく破壊されることが多く、都市生活者の保健上精神上に及ぼす悪影響ははかり知れぬものがあります。

之が對策としましては、都市内外に綠地を保存造成し、植樹に或いは都市農園の擴充整備に格段の工夫をこらし、都市の綠化運動に邁進することが緊要であります。

本小冊子には都市綠化運動實施上の要點及び参考に資すべき事項を記載しました。關係各位の御參考に供し、綠化運動の活潑な推進をお願いする次第であります。

昭和二十三年二月

建設院 都市局長

都市緑化運動計畫要綱



趣旨
本運動の趣旨を要約すると左の通りである。

- (1) 情操の涵養、身體の鍛錬
- (2) 資源の培養、食糧の自給
- (3) 自然の保育

(4) 荒廢した國土の復興、文化的平和國家の具現

二、主催、後援、協賛

主催 當該地方の文化團體又は都道府縣及び市町村

後援 直接援助を受ける團體及び官廳

協賛 其他廣く關係方面の参加を依頼すること

三、實施期間

本運動は一年を通じ常時行ふべきものであるが、特に三月、四月又は五月中に地方の事情に應

じて適宜一週間を選び、強力な運動を展開すること。尙出来得れば九月又は十月中にも緑化週間を考慮すること

四、実施区域

都市を主體とするも、漸次地方の實情に應じて附近の町村にも及ぼすこと

五、事業

- (1) 本運動の事業は、別記の都市緑化運動実施項目に準じ、夫々地方の實情に基いて取捨選擇すること
- (2) 戦災跡地の清掃を促進し、家庭菜園その他都市農園を整備すること
- (3) 特に緑化思想の普及に關する事業は、緑化週間を中心として主力を注ぐこと
- (4) 計畫の實施に當つては各種學校、青少年團、その他關係團體等の協力援助を依頼すること
- (5) 近接する都市相互は豫め協議の上、事業を實施すること
- (6) 運動實施の結果を毎年記録し、取總めの上建設院へ報告すること

備考 尙緑化週間の實施には、全日本觀光連盟の「昭和二十三年度「緑の一週間」實施計畫及同實施要項」を参照されたい。

都市緑化運動實施項目

事項	實行細目	摘要
(一) 緑化場所の下準備に關する事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 植樹地の調査 (2) 都市農園用地の調査 (3) 著名な樹木並木の調査 (4) 緑化場所の地拵え 	<p>附録(2)「都市農園指導要綱」参照</p>
(二) 植樹に關する事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 記念樹及び記念の森の造成 (2) 公園緑地、廣場及び留保地の植樹修景 (3) 街路樹の植栽及び路傍樹の植栽 (4) 驛構内、鐵道沿線の緑化修景 (5) 水邊、崖地及び橋際の植樹修景 (6) 學校、公館、會社、工場及び病院等各職域の緑化 (7) 家庭園の植樹指導 	<p>なるべく郷土的樹木を植栽すること 播種及び果樹の植栽も考慮すること</p> <p>構内の植栽、前庭の緑化修景、生垣、芝生の造成、葛類による緑化、教材園、農園、學校林の設置、庭木、</p>

(三) 都市農園に関する事項

- (1) 防災跡地その他土地の清掃の促進と耕作利用
- (2) 學校農園、工場農園その他市民農園の普及擴充
- (3) 家庭園の登録と俱樂部組織の勸奨
- (4) 模範農園の設置
- (5) 生産物利用加工の指導
- (6) 小家畜飼育の普及
- (7) 剪定、灌水、施肥、土壤改良、草刈、病蟲害防除、傷害部の手当、其の他森林の除伐及び間伐並に支柱、保護柵、小鳥の巣箱及び名札の設置等
- (8) 防風林、防火林、防潮林及び防塵林等の造成
- (9) 山野、田園、保存地及び風致地區等の緑化修景

果樹及び草花の植栽、芝生垣及び屋敷林の設置

附録(2)「都市農園指導要項」参照、(5)(6)の項目は間接的に都市農園の普及發達に資するを以て加工講習會、種畜の斡旋、飼育指導等を行うこと

既設公園緑地、街路樹その他新舊緑化事業、顯彰樹木並に一般樹木の保護手入

關係官公署、學校、公園事務所、園藝組合、苗圃及び百貨店等に相談所を設け一般の緑化相談に當てること

(四) 緑地の管理に関する事項

(五) 緑化の指導、助成に関する事項

- (1) 巡回指導班の常設
- (2) 樹木、種苗即賣所又は植木市の開設
- (3) 種苗の無償交付
- (4) 緑化事業、緑地愛護の團體の設立及び助成
- (5) 關係業者の指導
- (6) 緑化用苗圃の開設

果樹、花卉、蔬菜の栽培、作物病蟲害防除等に關して専門家に依る指導班を設けて巡回指導にあたること
園藝組合、林業團體等をして適當なる樹種、信用ある種苗を特賣せしめるものとし、公園、廣場等を利用し市内に適當に配置すること
團體その他の適當なる緑化事業には苗木、種子等の無償交付を考慮すること

地域又は職場等を單位として緑化事業を遂行する團體を結成せしめ之に助成を爲すこと
附録(3)「大東京緑地協會寄附行爲」参照
業者の登録、組合の結成等を促す
毎年の緑化事業の爲可及的に苗圃を常設すること

(六) 緑化思想の普及に関する事項

- (1) 植樹祭の舉行
- (2) 緑化事業功勞者の表彰
- (3) 地方名木、並木等の顯彰
- (4) 樹木、並木の登録
- (5) 講演會、研究會、座談會、品評會、映畫會、展覽會、移動展等の開催、ラジオ放送及び學校に於ける訓話の實施
- (6) 標語、ポスター、圖案等の募集
- (7) 兒童の作文、圖畫等の募集並に其の展示
- (8) 記念植樹の奨励
- (9) 献木運動の勸奨
- (10) 緑化思想普及、植樹實行に関するパンフレット、繪葉書、ピラの作

本事項は特に緑化週間を中心として主力を注ぐこと
表彰等は緑化週間の祭典と共に實施すること
名木及び並木の登録並びに愛護を圖ると共に、反面枯損木、景觀上の不良樹の整理更新を圖ること

家庭に於ける誕生、入學、卒業及び結婚等機會ある毎に記念植樹及び記念造林等を奨励すること
附録(1)「植樹の手引」参照

(七) 緑化の効果發揮に関する事項

- 製配布
- (1) ポスター、垂幕、立看板、映畫字幕、記念バッチの發賣、新聞雜誌掲載等による宣傳
 - (2) 公園、廣場及び道路の清掃
 - (3) 崖地、水邊、堤塘、低濕地、其の他除地の淨化
 - (4) 藪及び雜草地の整理
 - (5) 垣根及び板圍の清掃整備
 - (6) 風致を害する廣告物、工作物の整理
 - (7) 塵芥棄場、溝渠及び汚水溜りの清掃淨化
 - (8) 紙屑及び塵芥の除去清掃

附録(一) 植樹の手引

一、樹木の移植

1 植付場所 樹木はその種類によつて夫々適した氣候、土質、日照を要するものであるから、適地に適種を選ぶ事が大切である。修景上からも、夫々の地方に適する樹種を選んで、地方色を持たせるがよい。

2 活着し易い木と難しい木 大體に於て落葉樹、常緑樹、針葉樹の順序に移植し易く、根の太くて荒い種類は、細根の多いものよりも活着し難くなる。又老木よりも若木の方が活着し易い。

種類によつて移植難易の大體の傾向を示せば、アオギリ、ブラタナス、ヤナギ等は容易で、イチウ、シイ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、カナメモチ、モツコク、クロマツ、シユロ、ウバメガシ等が之に次ぎ、エノキ、ケヤキ、ユリノキ、マキ、アカマツ、スギ、ヒノキ等は稍々困難になる。

果樹に於てはナシ、リンゴ、モ、ウメ等は移植し易く、クリ、カキ、ミカン類、クルミ、ブドウ等は稍々困難になる。

3 移植の時期 種類によつて移植の適期が異なるが、概して成長の盛んな時と酷寒期はよくない。一般には落葉してから發芽前までの間であるが、樹種によつて幾分その時期を異にする。

(イ) 針葉樹 マツ、スギ、モミ、ツガ等は三月上旬―五月中旬が最良で、九月下旬―十一月中もよい。

(ロ) 常緑闊葉樹 モチ、カシ、モツコク、ヤツデ等は二月下旬―四月上旬がよく、ウバメガシ、クス、キョウチクトウ等は寒さを忌み、晩春に若葉を摘みとつて移植する。

(ハ) 落葉闊葉樹 サクラ、モミヂ、ケヤキ、イチウ、アカシヤ、ブラタナス等は十一月―十二月下旬、又は二月下旬―四月上旬がよい。

(ニ) 果樹 には開花の早い順に、ウメ、モ、オウトウ、ナシ、リンゴ、ブドウ等は十一月―十二月下旬、或いは二月下旬―四月上旬に行い、柿は織して晚い方が良く、ミカン類は五月中旬に行う。

(ホ) 竹類 は地下莖に筍の芽が將に出来る頃で、モウソウは三月中旬、マダケが五月上旬、カンチク十月前後がよい。

4 根廻し 此の作業は移植の困難なる種類や、大切な木に對して、移植の害を軽減する爲に行う。普通には移植の二三年前に行うものである。但し老木にては二三年に亘つて丁寧に行う。根廻しとは、株の周圍に幹基部直徑の三―五倍、厚さはその半徑程度とした半球狀の俗に云う鉢をつける方法である。

又移轉する場所の距離の近い場合には、鉢を作らず、根をなるべく長く残して移植する方がその後の成績のよいものである。特に葡萄の如く長い太根のものはこうした注意をする。

5 植付け方 植付けに當つては、植穴は鉢の一倍半で深さも稍、深目に掘り、石、瓦、礫を除去し、中高にするとよい。なる可く肥えた細土を植穴の底に敷き、樹は深植にならぬように、安置し、根をよく伸ばして土入を行う。

此の際樹形によつて其の方向、表裏、傾斜を定めて埋込む。

土入をするには、水極と土極とがあり、水極は植穴の三分の二位まで土を埋戻した時に、十分に水を與えて、之が自然に吸収されるのを待つて、更に細土を入れて搗き固め、地表面近くまで達した時に更に充分に水を與え、その吸収を持つて最後にその上に細土を入れて軽く土極をする。かくすると土が落ちついて根の間によく入り、土と根と密着するものである。多くの種類が此の方法による。

土極は下層より土を少量づゝ入れて、小棒で突き固め、根の間にもよくつめこんでゆく方法で水を用いない。マツその他二三の針葉樹に行う方法である。

何れにしても植え終えた後は根元を圍んで圓く土を盛上げて雨水を此處に保有し得るよう水鉢を切り、若し乾燥の心配があれば、藁、菰の類を敷いて水分の蒸發を防ぐ必要がある。

二、移植後の手入

1 支柱 移植樹は動搖を防ぐ爲に、支柱を施してやる。若木の場合には垂直に一本立て、結立てすればよいが、大きな木になると丸太を八字型に立て、幹に支柱の先を結ぶか、或いは幹高の七分目の所から三四本の針金を四方に張つて支へる。

2 枝幹の保護 枝や幹の陽焼、或いは虫害を防止する爲に、幹や太枝に泥卷、菰卷、紙卷等を施す。又クスのような寒さに弱いものは移植後當分は冬期霜除けをする必要がある。

3 傷害部の手當 移植の時に幹や枝に傷害を受けた場合には、その部分を丁寧に削つてタール等を塗る。

4 剪枝 移植は如何に丁寧に行つても、相當に根を剪られ、水分の吸収が不十分になるので、地上部の枝も之と均衡がとれるように、相當に枝を剪る必要がある。此の際は將來の樹形を考

慮して行う。

5 灌水 移植後一週間位は注意して毎日灌水する。以後一二年間は炎天の続く際には注意して灌水しなければならぬ。灌水は多く夏季であるが、朝夕、殊に夕方土地の冷えた後に施す
がよい。灌水は少量宛度々施すよりも充分にしみ透るように行う。

6 施肥 移植後は衰弱して居るので、直ちに施肥する事は避け、新根の発生し、入梅中か
土用芽の出た頃に速効性の肥料を充分にうすめて與える。

又普通生育のものでも年一回位寒肥（晩秋から二月頃まで）を施す。特に果樹に於ては窒素分の
みでなく、燐酸、加里分も充分に施す必要がある。

三、其の他の手入

1 摘心 側枝を出させて樹冠を繁らせ、樹形を整える爲に新梢の先端部を摘みとる作業で
松のミドリ摘心なども此の方法である。

2 摘芽 徒らに側芽が伸びて、思ふ様に枝梢の伸長しない場合に餘分の側芽を摘みとつて
望む枝の伸長を助ける作業である。

3 摘梢 側枝を繁茂させて樹姿を整える爲に、梢を剪る方法で、幹の上部の伸長を止めて

充實した景趣の庭樹とする。

4 摘葉 樹勢を調節して徒長を抑制する意味から、古葉を取り捨てる事で、マツ、ヒノキ、
ヤツデ等によく行う。

5 剪枝 外観ばかりでなく、樹の生育上にも重要な作業である。繁り過ぎると空気の流通
を悪くして病蟲害の原因をなし、又各枝の發育が不良になり、風害も受け易いので、内部のフトコ
ロ枝や枯枝、餘剩枝等を除去する。

枝葉の繁茂を目的とする刈込は發芽前に、常緑樹は入梅、樹型を維持する刈込は晩秋、生垣等は
晩秋と六、七月頃に行うがよい。

6 剪根 根を剪つて細根の發生を促す爲に行う。徒長枝の出る樹には多く長大な支根があ
るので浅く周圍から剪根して徒長を抑え下枝を保持する。

7 耕耘 根元が固まると根の發育が不良となり樹勢が衰えるので、時々浅く耕して土を軟
げる。

8 凍害防除 温暖を好むシユロチク、ソテツ、バセウ等には冬季には幹に菰等を巻き、根元
には藁を敷いてやる。

9 分蘖除去 根元から分蘖すると樹勢が衰えるので之を早期に除去してやる。接木苗に於て

は苗木より出る芽を特に注意して除去する。

10 花や果實の除去 衰弱した樹には特に多く着き易いので、一層樹勢が弱るから、早期に摘除してやる。同時に剪定、施肥により樹勢を恢復せしめる。

樹木特性一覽表

陽地||日蔭を好まぬもの 陰地||日蔭に耐へるもの X||濕地に適するもの

陽	用 飾 装		喬木	針葉樹
	地 陰	地 陽		
	ソヒコ×ラ テバウカ ツ類ヤマ マキ	カ イ ズ カ イ ブ キ ヒ マ ラ ヤ シ ダ ー	喬木	針葉樹
		シ ハ イ ビ ヤ ク	灌木	
	ク タ × イ サ ン ボ 	ツ ヒ ノ キ モ ツ コ ク モ チ ネ ズ ミ モ チ ツ バ イ ラ ギ	喬木	常綠闊葉樹
	ナ イ ゲ ン ツ ゲ 	ツ マ サ キ ラ イ ト ベ ラ モ ト ウ キ ヨ ウ ウ チ ク	灌木	
ブ ラ タ ナ ス	ア セ ア カ リ シ ×	ツ マ サ キ ラ イ ト ベ ラ モ ト ウ キ ヨ ウ ウ チ ク	喬木	落葉闊葉樹
		ハ ギ	灌木	
ム ル ベ	シ ラ チ ク チ ツ	ア ヤ マ ブ サ イ キ	蔓性樹	
		シ ユ ロ ×	喬木	單子葉樹
		ユ ツ カ	灌木	

防	用塵防煙防		用風潮防		用風
	地陰	地陽	地陰	地陽	地霧
	イカ ヌヤ ガヤ			ネブカ ズロキ マツ ツ ×	イヌマ キ ラカ ン マ キ
チクモ ロツ ガコ ク ネモ ×	クダ イ サン ゴ ジュ ボ	×カ ナ ズ ミ モ チ	×サ ン ゴ ジュ	モウ ツコ ク ×	カシク シイ ス ×
トモ ベラ セ × イ	サツ カ バ カ キ	マ サ キ	ア オ キ	イシト ヤベ リ ン × パ	ツ バ キ
シカク コイ チ ヲ ギ ラ フ ×		ヤニク セラ ア カ シ	オホク シ マ ザ	イ チ ヨ フ ×	ニ レ

防	用垣生		用蔭縁	
	地陰	地陽	陰地	地
	ヒラ バ 類	ヒカ ノ マ キ		
ツモ ツ コ ク ×	×サ ン ゴ ジュ	カ シ イ ス ×	タ マ ズ バ シ モ チ	ク ス
カ ナ メ モ チ	イ ヌ ツ ゲ	ス ビ チ マ カ ン サ	×カ ナ メ モ チ	
ケ ニ レ キ			サ ク ラ 類	カカホ ツ、チ デラノ 類 キ キ
				トシケ ンリヤ ンノキ ユ
				エユハ イリチ ンア エヨダ ラ
				セブ ン フ ン × ジ ×
タ ケ 類				フ ア ダ ケ ウ ビ

用	火
地	陰
カ シ 類 × ×	ツ ゲ ハ × ア オ キ × × ×

五、病害虫と其の駆除予防

樹木は種々の病害虫に侵される。之が防除手段は先ず第一に樹木を強く育てる事である。次に天敵の利用或いは薬剤の使用等の防除手段がある。鳥類保護による天敵利用の害蟲駆除は極めて有効なる手段で、緑化運動を側面的に強力に援助する事になる譯である。以下二三の病害虫と其の防除法を擧げる事とする。

1 樹幹を侵す害虫 テツボウムシはイチマク、ブドウ、クリ、シイ其の他多くの種類の樹木の幹に喰い込み、衰弱枯死せしめる。蟲糞の出居る孔に「猫いらす」をマッチの軸木の先に付けてさしこみ、粘土にて孔を埋めて置く、二硫化炭素を用いてもよい。成蟲はカミキリ蟲であるから見付次第に捕殺する。

2 樹液を吸収する害虫 アブラムシ、カイガラムシ等で接觸劑を撒布して蟲の氣門（呼吸孔）をふさぎ、或は體内に侵入させて斃す。カイガラ蟲は近時柿やモモ等に著しく發生して居る。蠟質物を體から分泌して居るので油質の薬剤か松脂合劑でないと効果が無い。油質薬剤は樹木に害があるので冬季休眠期に多く用いる。アブラムシは薬剤に弱いが繁殖力旺盛なので特に發生の初期に驅除する。

3 新芽や葉の害虫 ハマキムシ、ミノムシ、コガネムシ等で捕殺するのがよい、又毒劑を枝葉上に撒布して之を食させて驅除する。近時「ウメノスカシクロハ」(一名アカハラ)の被害が著しい。ウメに來る鶯は此の害虫を食する為である。此の害虫はウメ、モ、スモ、等の蕾や新芽を喰害し、著しい被害を與えるものである。二月末から三月頃砒素劑を加えた濃厚石灰硫黄合劑を撒布する。又成蟲を見付次第に捕殺する。

4 すゝ病 膏藥病、胴枯病、紋羽病等には殺菌劑を用いて防除する。

5 外科手術 樹幹その他の腐朽部は病菌等を侵入させる事になるので、被害部を削りとり、生きた形成層を出して、之にペンキ、昇汞水又はボルドー液を塗り、その上にタール等の防腐殺菌劑を塗抹する。特に大なる腐朽部にはその穴にモルタル、コンクリート等を填充するがよい。

六、殺虫殺菌劑

劑 わす	(1) 接 觸 劑 直接害虫の體に覆いかけるもの				藥劑名	處	方	調 製 法	適 用	備 考
	石油乳劑	硫酸ニコチン	松脂合劑	石鹼水						
硫酸鉛 同石灰	石油乳劑	硫酸ニコチン	松脂合劑	石鹼水	除蟲菊	石鹼水	二〇〇 一〇〇 升合匁	湯五合に石鹼を溶解し、前夜に石鹼を浸せし、除蟲菊粉末を加えて充分攪拌する	アブラムシ、シメジ、アカイ、カバシ、シメジ、カバシ	調製使用が簡単である。除蟲菊は良質のものを用いる。
硫酸鉛二一 三〇匁	石油乳劑	硫酸ニコチン	松脂合劑	石鹼水	除蟲菊	石鹼水	二〇〇 一〇〇 升合匁	湯五合に石鹼を溶解し、前夜に石鹼を浸せし、除蟲菊粉末を加えて充分攪拌する	アブラムシ、シメジ、アカイ、カバシ、シメジ、カバシ	調製使用が簡単である。除蟲菊は良質のものを用いる。
硫酸鉛二一 三〇匁	石油乳劑	硫酸ニコチン	松脂合劑	石鹼水	除蟲菊	石鹼水	二〇〇 一〇〇 升合匁	湯五合に石鹼を溶解し、前夜に石鹼を浸せし、除蟲菊粉末を加えて充分攪拌する	アブラムシ、シメジ、アカイ、カバシ、シメジ、カバシ	調製使用が簡単である。除蟲菊は良質のものを用いる。
硫酸鉛二一 三〇匁	石油乳劑	硫酸ニコチン	松脂合劑	石鹼水	除蟲菊	石鹼水	二〇〇 一〇〇 升合匁	湯五合に石鹼を溶解し、前夜に石鹼を浸せし、除蟲菊粉末を加えて充分攪拌する	アブラムシ、シメジ、アカイ、カバシ、シメジ、カバシ	調製使用が簡単である。除蟲菊は良質のものを用いる。

(3) 殺 菌 劑 病害防除に用いるもの	(2) 毒 害 虫 に 食		銅石鹼液	カゼイン	七匁
	石灰硫黄	石灰ボロ			
石灰硫黄	石灰ボロ	銅石鹼液	カゼイン	七匁	
石灰硫黄	石灰ボロ	銅石鹼液	カゼイン	七匁	
石灰硫黄	石灰ボロ	銅石鹼液	カゼイン	七匁	
石灰硫黄	石灰ボロ	銅石鹼液	カゼイン	七匁	

備考 此の他コロイド性の銅劑、硫黄劑、DDT劑等使用し易い市販の藥劑があるから使用法に注意して選擇されたい。

附録 (二) 都市農園指導要綱

一、都市に於ける分區農園の設計基準

(一) 綜合計畫

(イ) 都市農園用地内にある既存道路は、計畫上支障ある場合は一般交通に支障なき範圍内に於て當分閉鎖する措置を講ずる。

(ロ) 綜合計畫は敷地の廣さにより施設の程度に差異を生ずるが、障柵、管理事務所、納屋、肥料溜、水溜、園内通路、直營模範園、樹木見本園、貸農園、照明施設、兒童遊戯場、肥置場等を考慮すること。

(ハ) 貸農園は一區劃六〇坪を標準とする。

(ニ) 盜難其の他管理の便宜上出入通路は管理事務所を經由する様に設計する。

(ホ) 農園用地中、純粹に貸農園に充てる面積は全敷地の六〇%内外とする。

(二) 施設設計

(1) 周圍障柵 資材、工費等の關係上、竹矢來、四ツ目垣等とし、出來得れば生垣とする。

(2) 管理事務所 (イ) 五千坪、或は一萬坪に一ヶ所程度設け、木造、十坪位のものとする。

(ロ) 管理事務所は事務室、農具室、材料置場、管理人宿泊室、炊事場等を計畫する。

(ハ) 事務所からは、農園の監視が出来る様にする。

(ニ) 事務所附近に小廣場を設け、集合、其の他技術講習等に利用する。

(3) 納屋 五―六坪程度のものとし、管理事務所に近接して設ける。

(4) 肥料溜 (イ) 農園の規模により、差異あるも、大肥料溜、中肥料溜を設ける。

(ロ) 大肥料溜は肥料を市内より、トラツク等にて運搬し、直接之に溜めるもので、五千坪農園に約二ヶ所を設ける、一ヶ所の大きさは長三間、幅一間深五尺程度とし、中間に二ヶ所仕切を設ける。構造は資材の關係上、素掘或は石積又は板圍とし、出來得れば簡単な屋根を設ける。

(ハ) 中肥料溜は大肥料溜よりリヤカー等にて運搬し、之より各個人の肥料溜に分配するものとする。大略敷地一、〇〇〇坪に付一ヶ所設けるものとし、長さ二間幅一間、深さ五尺程度とし中に一ヶ所仕切を設ける。構造は大肥料溜に準ずる。

- (5) 水溜 (イ) 水溜は大中肥料溜に隣接して設け、肥料稀釋用、農具洗滌、手洗用に供する。大さは長二間、巾一間深さ四尺程度とし、コンクリート造或は三和土、又は木造とする。
- (ロ) 水源は既設水道栓を利用するを原則とするが、之の無い場合は井戸を掘る。
- (6) 道路 肥料其の他運搬上幹線道路は巾一間内外とし、それ以下は三尺程度とする。地割(區劃割)境界は別に道路を作らない。
- 農園内に既存道路ある場合は成るべくこれを活用する。
- (7) 直營摸範圍 優良種苗の自給、耕作技術の實地指導に資する爲、直營摸範圍を設ける。圃場の外フレーム等を施設する。
- (8) 樹木見本園 代表的樹木を植栽し、教育に資する。但し、樹木の影により農園の作物の生育に影響を及ぼさぬ様、位置及び配植に留意する。
- (9) 兒童遊戯場 耕作者、並に子供の休養、遊戯或は晝食をとる爲に園内適當の場所に設ける。施設は簡単な遊戯施設、ベンチ、水飲場等とし、一部植樹をする。
- (10) 堆肥置場 管理事務所附近、交通に支障を來さない、且運搬の便利な場所を豫定する。

二、都市農園の運営

(一) 都市農園協會或は菜園俱樂部の勸奨

都市農園は現下の我が國に於ては食糧事情の逼迫を背景として一應國策線上に浮び上つたものではあるが、食糧事情さへ緩和すれば自ら滅失する様な泡沫的な果ないものではない。文化國家に於て凡そ生活體としての都市が、その生活必要施設の一つとして都市農園を設置しなければならぬという事は、それは兎角大自然から隔離されがちな市民の心身を併せ鍛鍊する絶好な場所であるからである。

故に市民の關心をこの施設の重要性の認識に結集せしめ、彼等の自主的組織體として標記の團體を結成せしめることが何よりも必要なのである。例えば同好者が集つて地域單位に又職域單位に菜園俱樂部を結成し、或は都道府縣及び市の都市農園協會を結成することなどが考えられ、この爲には都市計畫擔當の部局課に都市農園係を設置し之が指導助成を圖ることも必要であらう。そして更に全國のこれら協會を網羅した都市農園聯合會等の設立も考えられる。既に一昨年の秋設立をみている都市農園聯盟は同様の目的を以つて、取敢えず中央に於ける都市の農園化に關係ある各種團體を、横に糾合して結成されたものであるが、將來は前記の如く縦の連絡即ち中央と地方との連絡をも、緊密にする様な組織に改組されるべきものと思われる。

尙参考の爲に菜園俱樂部規約の例を掲げておく。

東京園藝俱樂部會則 (地域單位に結成されたもの)

一、本會は左記の事業を達成することを目的とする。

- (1) 園藝に依る文化生活の向上
- (2) 優良品種の育成と普及
- 3 生産技術の向上と普及
- (4) 園藝に依る福利施設の育成
- (5) 生産物の利用加工及び販賣の斡旋

二、本會はその目的達成の爲左記の事業を行う。

- (1) 會員の連絡通報の斡旋
- (2) 参考圖書及び印刷物の頒布
- (3) 經營指導及び斡旋機關の設置
- (4) 優良種苗種畜の養成及び増殖配布
- (5) 加工利用施設の經營
- (6) 研究會、講習會、實習會などの開催

7) 展示會、品評會等の開催

(8) 必要資材の斡旋

(9) その他本會の目的達成に必要な事業

三、本會の事務所は左記に置く。

財團法人 東京都開拓協會内 (東京都有樂町二丁目五番地)

四、本會の會員は左記の二種とする。

(1) 正會員

連絡會費を年額金〇圓納入するもの

(2) 維持會員

本會維持費の一定額を一時又は繼續して納入するもの

五、本會の運営は維持會員の互選による運営委員によつて行う。

運営委員は十名乃至二十名として必要に應じその數を増減する。

その任期は二ヶ年とし、會計年度に依つて選出を行う。

陸菜園クラブ會規 (職域單位に結成されたもの)

一、本會は陸菜園クラブと稱す。

- 二、本會は菜園を通じて會員相互の親睦を圖ることを目的とす。
- 三、本會は計畫課に奉職し菜園を所有する者を以つて會員とす。
- 四、本會は目的達成の爲隨時左の事業を行う。

(イ) 増産の研究並に資料の配布

(ロ) 研究、經驗談の交換

(ハ) 品評會、試食會の開催

(ニ) 種苗、肥料、薬劑、農具等の協同購入

(ホ) 其他必要な事業

五、本會に世話係二名を置く。

世話係は會員の互選に依つて定める。

(11) 都市農園の管理事務

都市生活必要施設の全體系において占むる都市農園の重要性及びその自主的經營體としての都市農園協會結成の必要性は、上述の通りであるが、然らば農園の管理方法は如何というに、

- (1) 公共團體直營農園の場合には、公共團體直屬の管理人が配置されるが、
- (2) 右に非ざる場合、この場合こそ都市農園協會がその運営の主體として必要なのである。耕作者、

農具、肥料、種苗關係諸團體を糾合した協會が、自らの力で都市農園の施設設計を實施し、管理人を設置して、公共團體直營農園に劣らぬ運営を期待されるのである。

三、都市農園使用取締規則 (案)

第一條 農園耕作者は、その農園を良く耕作し、特に病害蟲及び繁殖性雜草を取り除かねばならぬ。

この除却を怠るときは、市區町村長(菜園協會長)は事前に耕作者の注意を喚起し、なお且つ耕作者が除却しないときは、耕作者の費用を以て、それを除却することができる。

第二條 農園耕作者は、農園に喬木となる樹木を植え、又は園舎を建てて、他人の農園に日蔭をつくつたり、通風を妨げたりしてはならない。

第三條 農園耕作者は、農園に家畜や家禽を入れてこれを荒し又は幼児や兒童の遊び場とすることは絶対に禁止する。

第四條 農園耕作者は、優良な種苗や品種を選定して、その育成に努めると共に他人に紹介してこれを普及させるように努めねばならない。

第五條 農具は丁重にこれを使用し、他人より借用した場合は、充分手入れして確實に返納しなければならぬ。農具を放置して、他人を傷つけてはならない。

第六條 肥料溜や水溜は、他人に迷惑をかけない位置に選定して、これを設置し、完全な覆をしなければならぬ。自分の散亂した塵芥等の處理に留意して、絶えず環境の清潔保持に努めねばならぬ。

第七條 施肥に當つては、他人に不快感を與えないように注意しなければならない。特に人糞尿の場合は、なるべく完全に腐熟したものをいい、食事時や風向等も考慮すると共に便紙の飛散しないように工夫しなければならない。

第八條 施肥は各種類を通じて適期適量にこれを行い、以て作物の増收を期すると共に特に地力の維持培養に努めねばならない。

第九條 灰を作るため焚火をする場合は、風の強さや風向きに留意し、飛火や殘火から、火災を生じないように注意しなければならない。

第十條 農園耕作者は、お互に雑談し又は妄りに他人の農園を視察し、その作業を妨げたり、作物を損傷したりしてはならない。

第十一條 農園全體の敷地は、耕作者は特別にこれを愛護しなければならない。敷地の通路には、自轉車の乗入れを禁止する。

作物の盜難については、耕作者はお互に注意し、他所の兒童又は疑わしい人物が農園に入るのを

拒絶し、又既に入つてゐる者があれば、これを追い出す等の權利及び義務を有する。

第十二條 農園耕作者は、前各條に規定するもの外、耕作、管理、指導其の他の必要事項について、市區町村長（又は菜園協會長）或いはその委任を受けた者の指示に従わねばならない。

昭和 年 月 日

市區町村長 氏 名

（菜園協會長）（氏 名）

四、栽培上の注意と資材の斡旋

1 輪作 都市の標準家庭（五人家族）に於て、蔬菜の自給を目的とせる場合に要する菜園面積は、一戸當り六〇坪と算定される。之は同一場所を年平均一・五回利用する事を前提としての計算である。然し乍ら作物の種類によつて連作の可否があり、又種類によつては同一の土地に栽培を相當期間避けなければならないので、輪作に關しては充分の指導が必要である。従つて各地方の事情により、作付時期、在圃期間、休栽年限、及び前後作を考慮の上、區劃の計畫を立てねばならない。

2 作付品種 都市農園の如く住いから離れた耕作地の場合には、常時注意する事は困難であるから、丁度なる管理は望めない。従つて品種の選擇には次の諸點に注意を要する。

- (イ) 作物がその地方の風土に適すること。
- (ロ) 病蟲害にかゝり難い品種なること。
- (ハ) 肥料を多く要せぬこと。
- (ニ) 轉換の時期の早いこと。
- (ホ) 種苗の得易いこと。
- (ヘ) 收穫後の手数の少いこと。

3 種 苗 種苗は生産の基礎であるから、信用ある業者より共同購入の方法によるか、或いは都市農園の一部で養成し、猶不足の場合は附近の公園に於て養成して配給する。

(イ) 配給方法は市にて斡旋し、各都市農園を通じて行う。

(ロ) 一坪當り種苗の所要量を掲示板等を通じて一般に徹底させる。

4 肥料農具の供給 (イ) 肥料は市衛生課屎尿係より各都市農園に運搬する。

(ロ) 耕作者の家庭より搬入する。

(ハ) 下肥の多く用いられる爲、アルカリ性に缺乏するから石灰を市で斡旋し供給する。

(ニ) 農具は市で斡旋し、業者より市民に買わせる。

(ホ) 肥料溜、柄杓、地下足袋の配給を行う。

五、耕作の指導

(イ) 作業日程の公開

(a) 各指導員は月日別作業表を作成し掲示板に公表する。

(b) 作物の播種、苗の植付前に掲示板に豫め公表の上市民に實地見學をさせる。更に作物の生長中にも中耕施肥等に関し見學させる。

(ロ) 土曜巡回講習

(a) 農學校教員、篤農家、熟練者は一定の土曜午後、日曜日に各都市農園を巡回し有償講習を行う。

(b) 指導員は各都市農園毎に登録して置く。

(c) 指導員の不足の時は指導員養成講習會を行い指導員を養成する。

(ハ) 堆肥製造

(a) 堆肥製造の材料、作り方、施し方を各指導員は教示する。

(b) 上記を掲示板等により市民に徹底させる。

(ニ) 病蟲害駆除

- (a) 病蟲害の少ない種類の作物を勧告する。
- (b) 作物を丈夫に育成する。
- (c) 作付の時期を勧告する。
- (d) 發生の初期に驅除する。
- (e) 害蟲驅除剤は市で斡旋し業者より割引で購入させる。
- (本) 品評會開催
 - (a) 春秋二回作物及び畑につき品評會を開催する。
 - (b) 品評會は都市農園毎に行い指導者及び全耕作者の出席を求める。
 - (c) 優秀者への賞状
 - (a) 作物及び畑の優秀者については各市民農園毎にこれを定める。
 - (b) 市單位に優秀者を集めその中の最優秀者に市長より賞状を授與する。
 - (c) 賞状授與は隔年にこれを行う。

六、果樹の栽培

近時果樹の栽培に多くの興味を持たれて來たが、都市農園に於ては指定した場所であれば其の

栽培を許可しないようにする。

果樹が繁茂すると大きな陰地を作つて隣接者に迷惑をかける事になるからである。

従つて農園内の北側とか、兒童遊戯場等の附屬施設地の植樹に果樹を利用し、又道路沿いの垣根等に葡萄木苺の類を植栽する事は望しい。

尙一般家庭に於ては、空地、壁面、通路沿い、或いは庭木に果樹を置き換えて栽培する事は大いに考慮して欲しい。

但し果樹栽培には病蟲害防除、剪定等の技術的の面が多いので充分の指導が必要である。

各地方に適せる種類を選べば、何れの種類も栽培可能であるが、尙栽培し易い果樹の種類としては、次の諸點を注意する必要がある。

- イ、信用ある種苗業者より苗木を購入すること
- ロ、病蟲害に強い種類、品種を選ぶこと
- ハ、交配親和力の強い異品種を混植すること、特に梨、李、櫻桃等は混植を要する。
- ニ、藥劑撒布、袋掛等病蟲害防除の勵行
- ホ、剪定
- ヘ、合理的施肥

なお薬剤撒布と剪定とは相當の技術を要するので、適當の技術者の指導を受けるか、或いは其の作業を依頼する方法をとるがよし。

七、建築物の配置指導

建築物が建築される時には、隣地或いは附近地の耕作利用に支障を來さないように、市町村當局は採光通風を考慮し、後退建築線或いは側面建築線を指定して、建築物の配置を指導することが農園經營上必要である。

附 録 (三) 財團法人大東京緑地協會寄附行爲

第一章 總 則

第一條 本會ハ財團法人大東京緑地協會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ東京都千代田區千代田區役所麴町支部廳舎内ニ置ク

第二章 目的及ビ事業

第三條 本會ハ大東京ニ於ケル緑地ノ保存、造成ヲ圖リ以テ帝都ノ防衛竝ニ市民ノ保健、教養、慰安等ニ寄與スルコトヲ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、緑地ノ保存、造成ニ關スル輿論ノ喚起
- 二、緑地ノ造成、經營ノ斡旋及ビ指導
- 三、緑地造成事業ノ受託

- 四、綠地ノ造成及ビ經營
- 五、其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

第三章 資産及ビ會計

第五條 本會ノ資産ハ左ニ掲グルモノトス

- 一、本會設立ノ際ニ於ケル財産
- 二、本會ノ事業又ハ財産ヨリ生ズル收益
- 三、補助金
- 四、其ノ他本會ニ於テ取得スル財産

第六條 本會ノ資産ハ郵便官署、確實ナル銀行ニ預入レ若クハ信託ニ付シ又ハ國債、地方債其ノ他、確實ナル有價證券ヲ買入ルルモノトス

第七條 本會ハ評議員會ノ議決ヲ經テ資産中ヨリ基本財産ヲ定ム

第八條 本會ノ經費ハ資産ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 本會ノ豫算ハ毎年度評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ認定ニ付スルモノトス

第十條 本會ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四章 會 員

第十一條 本會ノ會員ヲ分チテ左ノ四種トス

- 一、名譽會員 學識名望アル者又ハ本會ノ爲テ功勞アル者ニシテ會長ノ推薦シタルモノ
- 二、特別會員 金壹萬圓以上ヲ一時ニ若クハ五ヶ年以内ニ年賦ヲ以テ離出スルモノ
- 三、普通會員 金五千圓以上ヲ一時ニ若クハ五ヶ年以内ニ年賦ヲ以テ離出スルモノ
- 四、贊助會員 金壹千圓以上ヲ一時ニ若クハ五ヶ年以内ニ年賦ヲ以テ離出スルモノ

第十二條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ノ不利益ナル行爲アリト認めルトキハ評議員會ノ議決ヲ以テ除名スルコトアルベシ
會員ニシテ退會セント欲スルモノハ書面ヲ以テ届出ヅベシ

第五章 役員、顧問、參事及ビ職員

第十三條 本會ニ理事、監事、評議員、參與各若干名ヲ置ク

理事及ビ監事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス、但シ官公職ニ在ル者ニ付テハ會長之ヲ囑託ス

評議員及ビ參與ハ會長之ヲ囑託ス

第十四條 本會ニ會長一名副會長二名ヲ置ク

會長ハ理事之ヲ互選ス、副會長中一名ハ東京都次長ノ職ニ在ル者ヲ推薦シ、他ノ一名ハ理事之ヲ互選ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル副會長其ノ職務ヲ代理ス

理事中一名ヲ常務理事トシ會長之ヲ囑託シ常務ヲ處理ス

第十五條 監事ハ本會ノ會計及ビ報告ヲ監査ス

參與ハ會長ノ招集ニ依リ理事會及ビ評議員會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十六條 役員ノ任期ハ總テ三年トス、但シ重任スルコトヲ得

役員中官公職ニ在ル者ノ任期ハ其ノ在職期間トス

役員ノ任期滿了後ト雖モ後任者就任スル迄仍チ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十七條 本會ニ顧問及ビ參事若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス

顧問ハ會長ノ諮問ニ應ズ

參事ハ事業ノ執行ニ參畫ス

第十八條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

主事 若干名

技師 若干名

書記 若干名

技手 若干名

第十九條 職員ハ會長之ヲ命免ス

職員ハ上職ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス

第六章 理事會及ビ評議員會

第二十條 理事會ハ左ノ事項ヲ議決ス

一、評議員會ニ 出スベキ議案

二、評議員會ノ議決ヲ要スルモノニシテ急施ヲ要シ會長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認メタル

事項

三、評議員會ノ議決ヲ要スルモノニシテ其ノ委任ヲ受ケタル事項

四、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

前項第二號ノ規定ニ依ル處理ニ付テハ會長ハ次回ノ評議員會ニ報告スベシ

第二十一條 理事會及ビ評議員會ハ會長之ヲ招集ス
會議ノ議長ハ會長之ニ當ル

第二十二條 理事會及ビ評議員會ハ其ノ三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ、
但シ缺席者ト雖モ議案ニ對スル賛否ノ意見ヲ送致シタル場合ハ出席者ト看做ス

第二十三條 理事會及ビ評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ議
長ノ決スル所ニ依ル

第二十四條 會議ヲ招集スベキ場合ニ於テ會長ハ時宜ニ依リ書面ヲ以テ意見ヲ徵シ會議ニ代ウルコ
トヲ得

第七章 支部

第二十五條 本會ニ支部ヲ置クコトヲ得、支部ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第二十六條 本寄附行爲ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得、主務大臣ノ認可ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ
變更スルコトヲ得ズ

★都市緑化運動實施計畫指針★

【非賣品】

昭和二十三年三月二〇日印刷
昭和二十三年三月三〇日發行

編集人 藤原節夫
印刷所 株式会社廣業館
東京都千代田区錦田三ノ二

發行所 建設院總裁官房弘報課
東京都千代田区千代田一ノ二
電話銀座(57)五八三一—九番

終

